

2020 年 3 月 6 日  
2020 年 3 月 10 日 改訂  
2020 年 3 月 30 日 改訂  
2020 年 4 月 7 日 改訂  
2020 年 4 月 17 日 改訂  
2020 年 4 月 24 日 改訂  
2020 年 5 月 11 日 改訂  
2020 年 5 月 29 日 改訂  
2020 年 12 月 2 日 改訂

溶接技能者評価試験受験者 各位

株式会社ダイヘンテクノサポート  
テクニカルセンター  
TEL: 078-275-2044  
FAX: 078-845-8205

## 溶接技能者評価試験（JIS 検定）に関する 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

この度は、溶接技能者評価試験（JIS 検定）にお申込みいただきありがとうございます。  
また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、6 月 1 日より JIS 検定を再開しておりますが、開催にあたっては、定員を減らす等、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるよう指示があり、引き続きご不便をお掛けしましたご理解のほどよろしく願いいたします。

さらに、日本溶接協会より新型コロナウイルスへの感染防止等による欠席、検定試験の中止の影響で、3 年目の再評価（更新）試験を受験可能期間内（有効期限が切れる 8 か月前から 2 か月前）に受験できず、適格性証明書の有効期限が切れる方に対する特別措置について 5 月 1 日に通知されておりましたが、11 月 26 日に対象者の変更がございました（最終ページ）ので、ご案内いたします。

### ●適格性証明書の有効期限延長および再評価試験受験期間延長の特別措置について

詳細は、添付しております日本溶接協会からの告知文書をご覧くださいと存じます。  
以下、概要となります。

#### ① すでに取得されている溶接技能資格について、有効期限を 6 か月間延長する。

告知文書は日本溶接協会のホームページ（<http://www.jwes.or.jp/>）でもご覧いただけます。

告知文書自体が有効期限延長の証明書となります。

なお、再評価（更新）試験合格後に発行する適格性証明書の有効性の発生日は、現行の適格性証明書の有効期限の翌日に遡り、連続とされます。

#### ② 3 年目の再評価（更新）試験の受験可能期間を 6 か月間延長する。

なお、いずれも適格性証明書の有効期限が 2020 年 4 月 30 日以降のものから対象となります。

弊社での JIS 検定受験に関して、ご案内およびご協力をお願いしたい項目を以下に記載いたしますので、ご一読ください。

●新型コロナウイルスに関して感染を避けたい方、感染の疑いがある方へのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、JIS 検定の運営に関して、主催団体の一般社団法人 日本溶接協会より感染した方、感染の疑いがある方、感染を避けたい方に関して、受験を延期あるいは、キャンセルすることができるということで案内が出ておりますのでご連絡いたします。なお、延期、キャンセルに関して手数料は不要です。

延期、キャンセルされる方は、検定日当日の午前 9：00 までに申出書を弊社まで FAX にてお送りください。（弊社での事務処理用です。）

●弊社での JIS 検定の開催にあたり、皆様への感染防止のために、下記の対応にご協力いただきますようお願い申し上げます。

①風邪の症状や、37.5℃以上発熱等の症状がある方は、受験をお控えください。

受験日の振替え等の対応をいたします。当日、午前 9:00 までに弊社までご連絡ください。

念のため受付時に、検温させていただきます。

大変恐縮ではございますが、体温が 37.5℃以上の方は、受験をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。

②マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケットのご協力をお願いいたします。

なお、大変恐縮ではございますが、マスクはご自身でご用意ください。

③入門時に、設置しておりますアルコールにて、手指消毒を行ってください。

④検定中、新規受験コース受講中に、発熱やのどの痛み・せき・だるさ（倦怠感）など体調不良を感じた場合は、決して無理をされずにスタッフにお申し付けください。

⑤座席は指定させていただきますので、ご了承ください。

⑥検定受験者の待合室および受験コースの教室は常時、窓を開けて換気いたします。

⑦受験者同士、付き添いの方との会話は可能な限りお控えください。

⑧学科試験受験者、新規受験コース受講者は、筆記用具を持参してください。

⑨実技試験受験者は、必ず必要な保護具をご持参ください。

⑩昼食につきまして、弁当をご用意させていただきます。

なお、本情報は、2020 年 12 月 2 日時点のものととなりますので、状況が変わりましたら都度、ご案内させていただきます。

ご不明な点等ございましたらご連絡いただければと存じます。

以上、ご不便をお掛けすることとなり大変恐縮ではございますが、状況をご賢察いただきご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上

年 月 日

株式会社ダイヘンテクノサポート  
テクニカルセンター 宛  
FAX：078-845-8205

## 申 出 書

2020 年 月 日 ( ) の株式会社ダイヘンテクノサポートでの溶接技能者評価試験に受験申込をしておりましたが、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に関して、

・ 感染したため、

・ 感染の疑いがあるため、

・ 感染を避けたいため、

(いずれかに○をお付けください。)

下記受験者の受験を見送ります。

会社名： \_\_\_\_\_

受験者： \_\_\_\_\_

●今後の対応 【 延期 ・ キャンセル 】 (いずれかに○をお付けください。)

※延期の場合は、希望の日程をご記入ください。

・ 第一希望： 月 日 ( )

・ 第二希望： 月 日 ( )

※キャンセルをご希望の方へは、別途ご案内を送付いたします。

以 上

【第2報】2020年11月26日

溶接技能者資格 再評価試験対象者および関係各位

一般社団法人 日本溶接協会



**新型コロナウイルスの影響により溶接技能者資格の再評価試験の受験ができず、  
現有する適格性証明書の有効期限が切れる方への特別措置の件  
(再評価試験の受験可能期間の延長、現有適格性証明書の有効期間の延長宣言とその証明)**

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、皆様におかれましても甚大な影響を受けておられますことと、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当協会は4月7日の政府からの緊急事態宣言に応じて、4月13日～5月31日の間、評価試験を全都道府県で全面的に中止させていただきました。

欠席や試験中止により、3年目の再評価(更新)試験を受験可能期間内(有効期限が切れる8か月前～2か月前)に受験できず、適格性証明書の有効期限が切れる方に対し、下記の特別措置を実施しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大も収束しない状況も鑑み、今回の第2報では、現有する適格性証明書の有効期限が2021年4月末～6月末の再評価試験対象者まで拡大いたします。

当協会の適格性証明書の提示をお求めになられる方々ならびに関連企業・団体の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

なお、サーベイランス(資格取得後1・2年目の有効期限延長手続き)については書面審査であり、通常どおり実施しておりますことから、今回の特別措置の適用範囲には含めておりません。 謹白

**記**

**1.再評価(更新)試験対象者に対する特別措置の内容**

新型コロナウイルスの影響で再評価試験の受験可能期間中に受験できない場合、

- (1) 適格性証明書の有効期限後6か月までは、再評価試験の受験可能期間を延長いたします。  
・合格後に発行する適格性証明書の有効性の発生日は、現行の適格性証明書の有効期限の翌日に遡り、連続させます。
- (2) 適格性証明書の有効期限後6か月までは、その有効期間を延長していることを本紙により宣言し、証明いたします。  
・延長のための手続きは不要です(ただし、有効期限を6か月延長した適格性証明書は発行いたしません)。  
・延長期間中の適格性証明書の保有や提示をお求めになられる関連企業・団体の皆様におかれては、本紙をその証明書とし、適格性証明書に代えてのお取り扱いを賜りたく、宜しくお願い申し上げます(本紙は各々ご自身でご印刷ください)。

**2.特別措置の適用範囲と延長期限**

- (1) 第1報では、現有する適格性証明書の有効期限が2020年4月末～2021年3月末の再評価試験対象者に対して、特別措置を実施いたしました。
- (2) 今回の第2報では、現有する適格性証明書の有効期限が2021年4月末～6月末の再評価試験対象者まで対象を拡大いたします。
- (3) 現有する適格性証明書の有効期限が2021年7月末以降の再評価試験対象者に対しては、特別措置を適用する予定はありません。

| 特別措置が適用となる再評価試験対象者<br>(現有する適格性証明書の有効期限) |           | 適格性証明書の有効期間の<br>延長期限※1 | 再評価試験の受験可能<br>期間の延長期限※2 |
|-----------------------------------------|-----------|------------------------|-------------------------|
| 第1報による<br>対象者                           | 2020年04月末 |                        | 2020年10月末               |
|                                         | " 05月末    |                        | " 11月末                  |
|                                         | " 06月末    |                        | " 12月末                  |
|                                         | " 07月末    |                        | 2021年01月末               |
|                                         | " 08月末    |                        | " 02月末                  |
|                                         | " 09月末    |                        | " 03月末                  |
|                                         | " 10月末    |                        | " 04月末                  |
|                                         | " 11月末    |                        | " 05月末                  |
|                                         | " 12月末    |                        | " 06月末                  |
|                                         | 2021年01月末 |                        | " 07月末                  |
|                                         | " 02月末    |                        | " 08月末                  |
|                                         | " 03月末    |                        | " 09月末                  |
| 第2報により追加<br>となった対象者                     | " 04月末    |                        | " 10月末                  |
|                                         | " 05月末    |                        | " 11月末                  |
|                                         | " 06月末    |                        | " 12月末                  |

※1 延長したことは本紙(各々ご自身でご印刷)により証明するものとし、延長した形での一時的な適格性証明書の発行は控えていただきます。

※2 延長期限までに受験してください。受験申込・調整時には今回の特別措置の対象者であることを受付窓口にお伝えください。ただし、受験者の集中を避けるため、当協会が受験者ごとに受験日を指定いたしますことを予めご了承ください。 以上